教 生 学 第 399 号 令和7年(2025年)7月2日

各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 移 市町村教育委員会教育長(札幌市教育委員会を除く) (各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

少年の非行・犯罪被害の防止に向けた取組について (通知)

このことについて、北海道警察本部生活安全部長から別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

つきましては、これから迎える夏休みは、解放感から気持ちが緩みがちとなり、児童生徒の 非行や犯罪被害のリスクが高まる時期でもありますので、別添資料を活用し、児童生徒に対し て注意喚起するとともに、保護者に対しても周知するようお願いします。

(学校安全係)



道本少(企)第83号令和7年7月1日

北 海 道 総 務 部 長 北海道教育庁教育部長 札幌市教育委員会学校教育部長 北海道教育大学付属学校室長

殿

北海道警察本部生活安全部長

少年の犯罪被害・非行の防止に向けた取組について(依頼)

盛夏の候、貴職におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。 また、平素から少年の犯罪被害防止を始めとする警察行政に格別の御理解と 御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、道内における少年を取り巻く犯罪情勢ですが、コミュニケーションの主流となっているSNS利用の広がりを背景に、少年が児童ポルノをはじめとする性犯罪等の被害に巻き込まれる事案の発生が高い水準で推移しているほか、平成24年から9年連続で減少していた少年の検挙・補導人員も、令和2年以降、増加に転じ、少年の大麻事犯による検挙者数も過去最多を更新した一昨年と同水準で推移するなど、犯罪被害と非行の両面において予断を許さない状況となっています。

さらに、近年、全国的には、少年がSNSに掲載された高額報酬を示唆する 投稿を見て、アルバイト感覚で応募したり、オンラインゲーム等で知り合った 面識もない知人から海外で儲かる仕事に誘われて海外渡航し、脅迫・監禁により、 犯罪の加担を強いられる事案も発生するなど、大きな社会問題となっているところ であります。

こうした情勢を踏まえ、道警察では、少年の福祉を害する犯罪の徹底した取締りはもとより、関係機関・団体の皆様方と緊密に連携を図りながら、児童・生徒に対して事の重大性を認識することなくアルバイト感覚で犯罪に加担することの危険性や、大麻を始めとする薬物乱用の防止、さらにはSNS等の適正利用など、犯罪被害と非行の防止に向けた広報啓発を一層推進して参りますので、積極的な非行防止教室等の開催や、添付の資料を用いた啓発について御検討いただきますようお願いいたします。

なお、これから迎える夏休みは、解放感から気持ちが緩みがちとなり、子供たちの犯罪被害や非行のリスクが高まる時期であることから、貴職におかれましては、公務御多忙のところとは存じますが、近時の情勢に鑑み、子供たちの未来を守る取組に一層の御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

少年課課長補佐 丸山 仁 電話 011-251-0110 内線3064

保護者の皆様へ

子供をネット犯罪から守るために (スマートフォン・SNSの安全な利用)



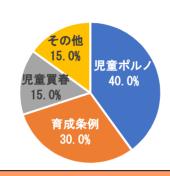
毎年、多くの子供たちがSNSの利用に起因して福祉犯の被害に遭っています

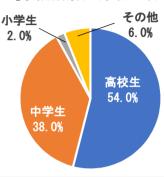
【SNSの利用に起因する福祉犯被害少年の人数】

【罪種別割合(令和6年)】

【学職別割合(令和6年)】







「福祉犯」とは、児童買春や児童ポルノなど、少年の福祉を害する犯罪をいいます。

同性同士だと思って写真をやり

下着姿の写真を送ったら、実は同性ではなく、

とりしたら…

送った写真をばらまくと脅迫されてしまった。



「家出したい」と書き込んだら 親切な人が現れて…

SNSで声をかけてくれて、その人の家に行っ たら、監禁されて性被害に遭ってしまった。



スマートフォン・SNSを安全に利用するために

- ◇「フィルタリングの設定」を!
- ◇「ペアレンタルコントロールの活用」を!
- ◇「家庭のルールづくり」を!

多くの被害を受けた子供が被害時にフィル タリングを利用していません。

利用時間の設定やアプリごとに許可または 制限もできます。

「利用時間を守る」「寝室に持ち込まない」な ど家族で話し合って決めましょう。

「困ったときに家族に相談する」という内容 を入れることも大切です。

「フィルタリングの設定」と「家庭 のルールづくり」などについて説明し た動画を北海道警察のYouTube 公式チャンネルで公開しています。

子供をネット犯罪から守るために (スマートフォン、SNSの安全な利用)



北海道警察本部少年課



北海道警察からのお知らせ

大法は遺法薬物です!

正しい知識と断る勇気で、自分の身を守ろう~



近年、全国的に少年の 大麻による検挙者が急 増しています。

北海道で大麻取締法 で検挙された少年は、 昨年が過去最多でした。



乾燥大麻



大麻に対する間違ったイメージが広まっています!

大麻って・・・

- たばこより害が少ない?
- 依存性がない?
- 1回だけなら平気?

正体は?

極めて有害な薬物です!

- たばこよりも有害で、脳の正常な成長を妨げます。
- 依存性があり、自分の意志で止めることが困難です。
- 幻覚、記憶障害、学習能力の低下、人格の変化など を引き起こします。

大麻の乱用は厳しく処罰されます!

大麻に関する法律の改正(令6.12.12施行)

これまで法律により禁止されていた大麻等の「所持、譲渡」等に 加え、新たに「施(使)用」についても禁止されました。

違反した場合、「7年以下の懲役(単純所持・施用等の場合)」と いう重い刑罰が科せられます。

誘われた時は、

- ・キッパリと断る
- その場から離れる

ことが大事です!

最後に伝えたいこと!

- 大麻の乱用は、自分の将来を台無しにするだけでなく、家族や友達など大切な 人も不幸にします。
- 困ったこと、悩み事があったら、1人で悩まず周囲の大人に相談してください!

警察にも相談窓口があります。最寄りの警察署へご相談ください。



危険 イイー あなたの人生が台無した。 絶対に手を出すな! いで 「 の に に の に の に に の に に の に に の に の に に の に の に の に に の



SNS等で闇バイトや不審なアルバイト募集をしている相手に、 個人情報を送信した結果、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫され、 強盗や詐欺に加担する事件が増えています。



闇バイトの特徴 1

仕事内容を明らかにせず、

高額な報酬を掲示している。



闇バイトの特徴 2

応募した後、

、テレグラム / シグナルなど

匿名性の高いアプリへ誘導される。



闇バイトの特徴3

運転免許証や顔写真など、

個人情報の送信を求めてくる。



もし、応募してしまったら...

警察は相談を受けたら、あなたやあなたの家族を確実に保護します。

自身や家族への脅迫が理由であっても、犯罪に関わってはいけません。 勇気を持って抜け出し、警察に相談をしてください。



相談 #9110



110番

北海道警察





「海外で儲かる仕事」は危険です!

オンラインゲームやインターネット等で知り合った面識もない知人から海外で儲かる仕事を誘われ、海外渡航した結果、脅迫・監禁され、犯罪に加担させられる事案が発生しています。

犯罪組織は、あなたの知人等を介して、偽の仕事内容を説明したり、航空券を送って渡航費を負担するなどして、あなたをおびき寄せますが、実際に海外へ渡航すると、更に国境を越えて、思いもよらない地域に連れて行かれるなどして、特殊詐欺等の犯罪に加担することを強制されます。

報酬が支払われないどころか、<u>脅迫・監禁されて逃げられなくなり、家族や警察に助けを求めることすらできなくなってしまう恐れ</u>があります。殺されてもおかしくありません。

たとえ知人からの紹介であっても、内容に合わない高額な報酬が提示されるなど、 少しでも怪しいと思う仕事には、一切応じないでください。

実際に海外の仕事を紹介され、警察に相談がなされた事例を紹介します。

~海外の仕事を紹介され、渡航してしまった事例~

- ▶ オンラインゲーム上で知り合った人から海外の仕事を紹介され、タイへ渡航後、ミャンマーへ 密入国させられた。そして、マシンガンで武装した者が監視する建物に連れて行かれ、詐欺を させられた。
- ▶ インターネット上で知り合った人から海外での仕事を紹介され、タイへ渡航後、ミャンマーへ 密入国させられた。ノルマを課され、出来なければスタンガンで暴行される環境下で詐欺をさ せられた。
- 知人への借金返済に窮していたところ、知人の関係者から、借金返済のために海外の仕事を紹介された。カンボジアへ渡航後、詐欺をさせられた上、軟禁された。
- ▶ 知人から海外の仕事を紹介され、中国へ渡航すると、詐欺をするように言われた。帰国したいと言うと、暴力団の名前を使って脅された。領事館へ助けを求め、保護された。
- 知人から海外の仕事を紹介され、はじめはカンボジアに渡航し、偽の仕事について説明を受けた。そして、ベトナムに行くよう指示され、渡航後、詐欺をするよう言われたため、逃げてきた。

~海外の仕事を紹介されたが、渡航しなかった事例~

▶ 海外在住の知人に、海外で仕事をしないかと誘われ、個人情報を教えてしまったが、マレーシア行きのチケットの写真が送られてきたことで怖くなり、警察に相談した。

「海外で儲かる仕事」を紹介されても、渡航前に思い止まって警察に相談することが「あなた」や家族を救うことになります。警察は相談を受けた「あなた」や「あなたの家族」を確実に保護します。

一刻も早く「#9110」に電話して警察に相談してください。



政府広報 警察庁 オンラインカジノ による

賭博は犯罪です!





海外の運営サイトも日本から利用すれば犯罪

オンラインカジノサイトの多くは海外で運営されているといわれています。

その国では合法的に運営されているとしても、

日本国内からこれらのサイトにアクセスして

オンラインカジノで賭博を行うことは、

「賭博罪」などの犯罪となります。



罪にならないといった情報は全て誤り

「オンラインカジノは海外で合法的に運営されているから利用しても大丈夫」

「日本には取り締まる法律がない」といった

誤った情報発信も見受けられますが、

日本国内からオンラインカジノに

アクセスして賭博を行うことは犯罪です。

<u>オンラインカジノの違法性に</u> 「グレーゾーン」 はありません。



オンラインカジノに係る賭博事犯の取締り

オンラインカジノの利用は賭博罪や常習賭博罪に当たります。

刑法第185条では

「賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。」 とされ、第186条では

「常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する。」 とされています。

また、日本国内でオンラインカジノの

入金や出金といった決済に関与したり、

広告・宣伝してオンラインカジノに誘い入れたりすると、

「賭博幇助(ほうじょ)」などの罪に問われることがあります。

